

## 国内経済要録

### ◇為替変動幅の制限を暫定的に停止

政府は、最近の国際通貨情勢にかんがみ、現行の円相場を維持しつつ、外国為替の売買相場についての従来の変動幅の制限を2月14日から暫定的に停止することとした。本措置について政府は、「今回の措置は最近の国際通貨危機に対処するため、米国のドルの切下げを行なうことを通知してきたのに対応して採られたものである」と説明するとともに、「今回の国際通貨情勢の推移を見守りつつ、できるだけ早い機会に固定相場に復帰したい」としている。

### ◇為替変動幅制限の暫定的停止措置に伴う当面の中小企業対策について

政府、全国銀行協会連合会ならびに全国相互銀行協会および全国信用金庫協会では、為替変動幅制限の暫定的停止措置に伴い当面の間輸出関連中小企業に対し、概要次のような対策を講ずることとした。

#### (1) 政府

政府は、中小企業製品の輸出に係る為替予約の円滑化を図るため、2月20日の閣議決定に基づき2月27日、外国為替資金特別会計による外国為替公認銀行に対する外貨預託を以下の要領で実施した。

#### イ. 外国為替公認銀行に対する外貨預託

外国為替資金特別会計は、外国為替公認銀行に対し、中小企業製品の輸出にかかる為替予約の額に見合う外貨預託を行なう。預託の金利はさしあたり9%とし(コール・ローン利率+為替プレミアム)、期間は4ヵ月とする。

#### ロ. 外貨預託の対象となる為替予約

外貨預託の対象となる為替予約は、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律」第2条に定める中小企業で一定の条件を満たすものの製品輸出に基づく予約で、次の条件に合致したものとする。

(イ) 予約金額 輸出契約金額の90%以内

(ロ) 予約コスト 先物コスト+為替手数料  
(年3.625%) (予約金額の0.25%)

(ハ) 予約期間 原則として3ヵ月、必要に応じ6ヵ月まで。

#### (2) 全国銀行協会連合会

全国銀行協会連合会では2月14日、「最近の国際通貨

情勢下における中小企業金融対策について」を申し合わせた。おもな内容次のとおり。

イ. 中小企業向け貸出残高の増加に努め、中小企業への圧迫を極力緩和するよう配慮すること。

ロ. 輸出手形の資金化について積極的に配慮すること。

ハ. 政府関係中小企業金融機関の代理業務について、事務手続の迅速化に努める。

ニ. 中小企業者の負担軽減のため保証付貸出の金利適用についてはとくに配慮すること。

#### (3) 全国相互銀行協会および全国信用金庫協会

全国相互銀行協会および全国信用金庫協会でも、概要次のような措置を講ずることとし、それぞれ2月17日、16日付けをもって会員行・庫あて通知した。

イ. 輸出関連中小企業に対し積極的に貸出を行なうこと。このため、各行それぞれ別枠資金による特別融資制度の実施を考慮し(全国相互銀行協会)、全信連代理貸付特別融資制度を積極的に活用すること(全国信用金庫協会)。

ロ. 信用保証制度を積極的に活用するとともに、その融資条件については特に配慮すること。

ハ. 政府関係金融機関の代理業務について、事務処理の迅速化に努めること。

### ◇土曜日の銀行間外国為替取引休止に関する全銀協申し合わせ

全国銀行協会連合会では2月28日、3月10日(土曜日)以降、土曜日の銀行間外国為替取引を休止する旨次のとおり申し合わせた。

(1) 土曜日は銀行間外国為替取引を行なわない。したがって当日の相場は公示しない。

(2) 顧客に対しては、外国為替取引を極力土曜日以外の営業日に行なうよう依頼する。

(3) 上記にかかわらず、土曜日に外国為替取引を行なう場合には仮レートで行ない、翌週第1営業日(ただし、銀行間取引の行なわれている日)の公示相場で調整する。なお、外貨現金、旅行小切手の売買については、土曜日でも従来どおりの取扱いをする。

### ◇日本銀行、国際復興開発銀行に対する円資金貸付の取決めに調印

日本銀行は2月20日、最近におけるわが国の国際収支の動向にかんがみ、国際復興開発銀行の活動を援助するとともに国際金融協力の実をあげる見地から、同行に対し次の要領により円資金貸付を行なう取決めに調印し

た。

貸付金額……1,350億円以内。

貸付の方法……貸付契約調印日の翌日から昭和49年2月20日までの期間中、国際復興開発銀行の申し出に応じ一括または分割して実行。

貸付金利……政府保証付債券の応募者利回りを基準として日本銀行が決定する。

返済方法……各貸付実行ごとに、実行日から6年後を第1回とする半年ごと3回分割返済。

#### ◇昭和48年度の地方財政計画について

政府は2月23日の閣議において、昭和48年度地方財政計画を決定した。その概要は次のとおり。

- (1) 計画規模は14兆5,510億円、47年度比増加率は+23.8%と36年度(+24.3%)以来の高い伸び。
- (2) 歳入面の特色……地方税は景気回復を映じて5兆5,471億円、前年度比+27.0%を見込んでいるものの、地方交付税は臨時地方特例交付金の廃止が響き2兆9,074億円、前年度比+16.6%にとどまったため、いわゆる一般財源の歳入総額に占める割合は59.3%と前年

昭和48年度地方財政計画

(単位・億円)

項 目	48年度 計 画	47年度計画比		47年度 の対前 年度比 増加率	
		増加額	増加率		
歳 入	地 方 税	55,471	11,803	27.0	7.7
	地 方 譲 与 税	1,801	169	10.4	21.1
	地 方 交 付 税	29,074	4,135	16.6	21.9
	国 庫 支 出 金	39,645	9,165	30.1	27.3
	地 方 債	10,740	1,361	14.5	109.8
	そ の 他 と も 計	145,510	28,012	23.8	20.9
歳 出	給 与 関 係 経 費	40,679	5,471	15.5	17.8
	一 般 行 政 経 費	31,221	6,086	24.2	18.9
	公 債 費	6,091	1,444	31.1	27.4
	投 資 的 経 費	59,636	13,615	29.6	25.7
	(直轄事業負担金)	(2,181)	(393)	(22.0)	(26.8)
	(公共事業費)	(31,948)	(8,427)	(35.8)	(29.3)
	〈生活環境施設整備〉	〈1,137〉	〈483〉	〈75.7〉	〈62.7〉
	〈住宅対策〉	〈3,152〉	〈837〉	〈36.4〉	〈28.6〉
	(失業対策費)	(757)	(72)	(10.5)	(1.4)
	(一般事業費)	(10,790)	(2,048)	(23.4)	(20.2)
	(特別事業費)	(13,960)	(2,675)	(23.7)	(24.5)
	公営企業繰出金	2,609	678	35.1	20.5
	そ の 他 と も 計	145,510	28,012	23.8	20.9

度(59.8%)に引き続き減少。この結果、地方債は1兆740億円、前年度比+14.5%の増加。また、国庫支出金は国の財政が社会保障および社会資本の充実を旨としていることを反映し、3兆9,645億円、前年度比+30.1%に達している。

- (3) 歳出面の特色……公共事業費が住民福祉の向上を指向している事情を映じ3兆1,948億円、前年度比+35.8%となっており、なかでも生活環境整備(同+75.7%)、住宅対策(同+36.4%)の伸びが目だつ。この結果、公共事業費を含む投資的経費の歳出総額に占める割合は41.0%と40%台乗せした。その他、公債費は最近の地方債急増傾向を映じて6,091億円、前年度比+31.1%と膨張、地方債収入の約6割に及んでいる。

#### ◇証券取引審議会の大蔵大臣に対する報告および答申

証券取引審議会は2月5日、大蔵大臣に対し「証券市場の国際化に伴う証券関係法制の整備について」を報告、ならびに「内外の経済、金融情勢の変化に伴う公社債市場のあり方について」を答申した。その概要それぞれ次のとおり。

##### (1) 証券市場の国際化に伴う証券関係法制の整備

###### イ. 円建外債に係る開示制度整備に関する問題

円建外債については適用法規等に関し内国債とは異なった点があるので、あらためて投資家保護の見地から開示制度を整備する必要がある。こうした観点から、証取法上の現行の開示制度の内容に、財務の状況等一般的記載事項のほか次のような事項を追加する必要がある。

- (イ) 受託会社の有無およびその権限
- (ロ) 日本法を準拠法とする旨の合意の有無
- (ハ) 日本の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意の有無
- (ニ) 相手国における外国判決執行の要件
- (ホ) (ロ)～(ニ)の適法性に関する法律専門家の法律意見
- (ヘ) 担保設定制限条項、財務制限条項の有無およびその内容

###### ロ. 外国株式の国内での発行・流通に関する問題

株式の移転については発行会社の本国法によるとする一般原則があり、外国法制にはわが国の法制と異なるものもあるので、外国株券をわが国で発行・流通せしめるにあたっては、投資者保護上所要の措置を講ずる必要がある。

すなわち、外国株券の代替証券として、預託証券(いわゆるJDR)制度の導入を図ることが考えられるが、このためには証取法上の有価証券性の付与、

開示制度の適用や預託証書の発行者(受託機関)に対する行政的監督等の制度整備が必要である。したがって、さしあたりの措置として、外国株式上場に備えて振替決済制度の活用を前提とした体制整備を図ることが適当である。

#### ハ、外国投資信託証券の国内販売に関する問題

外国投資信託証券に対する証取法上の開示制度の適用については、投資信託のしくみ、業務内容などの特殊性を考慮した新しい開示制度を整備する必要がある。

#### (2) 内外の経済、金融情勢の変化に伴う公社債市場のあり方について

最近における環境の変化にかんがみ、わが国の公社債市場においても金利機能の働く素地が逐次醸成されつつあるが、今後はよりいっそう有効に金利機能が働くような方向で市場を整備していくことが肝要である。そのための具体策として発行市場に関しては、発行条件の弾力化を推進し、今後金利機能が働く度合いをにらみあわせつつ起債調整の方法を段階的に改めていく必要がある。なお、公共部門の資金調達拡大等の情勢変化に対応し、金融機関等の窓口で国債を販売させるべきであるという意見については今後の検討にまつことにした。

一方、流通市場に関しては、公正な価格形成のしくみを確立するため証券取引所における市場集中制度を整備改善する必要があるが、その範囲等については取引の実情を勘案しながら種々くふうをこらしていく必要がある。

さらに、アンダー・ライター機能に関しては、証券会社が株式業務につきアンダー・ライター業務とブローカー業務とを併営している場合には、併営による弊害がおこらないよう、併營業務が実質的に区分されるような制度・慣行を樹立していくことがアンダー・ライターとしての信頼度を高めるゆえんである。また証取法65条については、ひろく金融制度の基本にふれる問題であるので今後長期的見地にたって考察すべきであるが、現在内外金融情勢が著しく流動的でもあるので現段階ではこれを改廃しないとの意見に達した。証券会社以外の者を引受業務に参入させるという考え方

もあったが、証券会社が現にアンダー・ライター機能の充実に努力中のことでもあり、今後の情勢の推移等を慎重に見守ることとなった。

最後に国債その他の公共債、金融債は、公社債市場においてきわめて重要な地位を占めているので、今後の財政金融政策の展開にあたっては公共債、金融債についても上述の整備改善策が逐次実施されるような配慮が整ましい。

#### ◇大蔵省の当面の店舗行政方針

大蔵省では、昭和48年度以降の店舗行政について、利用者の利便を重視する考え方を導入した新方針を決定、2月2日付で各地財務局長あて通達した。同省では、今回の方針につき、従来の金融効率化路線を全面的に改めたものではないが、店舗行政を通じた効率化についてはすでに一応の成果をあげたとみられるため、この際新しい考え方を導入したとしている。おもな改正点は次のとおり。

- (1) 店舗新設の枠……従来の1店舗から2店舗に広げ、その設置場所を利用者の実情に応じ多様化。
- (2) 配置転換……これ以上の過密・過疎化を防止する趣旨から原則として認めない。
- (3) 用地取得の地価への影響、地元との協調等に対する配慮……店舗の設置を余裕をもって計画的に行なうことができるよう、従来の1年ごとの内示を改め、2年分をまとめて内示。

#### ◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
	%	%	%	%
改訂前	7.00	7.00	7.25	7.25
2月6日以降	7.00	7.125	7.25	7.35
3月1日〃	7.25	7.25	7.50	7.50